

定例会提出予定案件資料

1 函館市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

道路法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

下表新旧対照表のとおり

現 行	改 正 案
<p>(歩行者利便増進道路) 第46条 (略)</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等(法第33条第2項第3号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。以下この項において同じ。)の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(歩行者利便増進道路) 第46条 (略)</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等(法第33条第2項第4号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。以下この項において同じ。)の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(3) 施行期日

道路法等の一部を改正する法律(令和7年法律第22号)の施行の日から施行する。